

安城市民の皆さんが安心して市民活動、ボランティア活動ができる

(安城市市民活動補償制度)

安城市ふれあい補償制度



明るく活気溢れるまちづくりを進めるうえで大切な市民活動。しかし善意の活動も、ケガをしてしまっ
ては台無しです。そこで安城市では、思わぬ災害を補償し安心して活動していただけるようにと、安城市民の
皆さんを対象に、この補償制度を設けています。事前の届出は不要、保険料はすべて市が負担します。

※公共性のある活動のみ補償の対象となるため、活動のすべてが補償されるわけではありません。
また、補償内容は必要最低限のものとなっています。別途保険に加入することをご検討ください。

対象は3人以上のグループです

☆ 地域社会活動・青少年健全育成活動

■町内会活動

(町内会、自主防災会、福祉委員会などの活動)

防犯防火防災活動、清掃活動、資源回収、町内運動会、町内盆踊りなど

■子ども会活動

ソフトボール、フットベースボール、レクリエーションなど



☆ 安城市主催行事への参加

■ボランティアスタッフや参加者としての行事参加

・スポーツ教室、防災訓練、公民館各種講座、公民館まつりなど



☆ 市民活動、社会福祉などの活動

■公共性があり、かつ、計画的、継続的な活動

・市民活動センター(市民交流センター内)または社会福祉協議会のボランティアセンターに登録がある市民団体の活動

・市内に拠点があるNPO法人の活動

・その他の市民団体の活動
(ボーイスカウトなどの指導育成活動、非行防止パトロール活動など)



◎傷害補償の対象について

活動に協力する無償のボランティアスタッフも含まれます。

◎届出の際の注意事項について

届出は各団体の代表者が証明のうえ、安城市役所市民協働課の窓口へ提出してください。

活動内容・事故内容により、届出先や添付書類が異なる場合がありますので、不明な点は市民協働課へお問い合わせください。

【賠償責任補償】

主催者や指導者が法律上の賠償責任を問われた場合

・事故	最高	5億円
		(免責 1,000円)

【傷害補償】

ボランティアスタッフや参加者が傷害を受けた場合

・通院 ※	1日	1,000円
(事故の日から180日以内の通院で90日まで)		
・入院	1日	2,000円
(事故の日から180日まで)		
・後遺障害	最高	300万円
・死亡		300万円

※保険会社の判断で診断書の提出が必要になる場合があります。

※医師による治療に限ります。

(接骨院や整骨院等は対象となりません)

対象にならない活動と事故

- ①企業・政治・宗教団体などの活動
- ②法人格を有する団体(NPO法人除く)の活動
- ③保育園・幼稚園・学校管理下の活動
- ④労働やサービスの対価としての支払いを受け取る活動
- ⑤趣味や親睦を目的とした活動
- ⑥地震・洪水などの自然災害による事故
- ⑦危険な活動や故意による事故
- ⑧自殺行為・犯罪行為・闘争行為による事故
- ⑨脳・心臓疾患や疾病(熱中症を除く)、心神喪失による事故
- ⑩食中毒による事故
- ⑪医学的他覚所見のないムチウチ症や腰痛を伴う事故
- ⑫自動車等による移動中の交通事故
- ⑬参加者の参加場所との往復途上における事故
- ⑭その他、安城市が補償対象として認め難いもの

◆活動中にケガ・賠償責任が発生した場合は、原則として2週間以内に申請してください。

〈問合せ先〉〒446-8501 安城市桜町18-23 安城市役所 市民協働課 市民協働係

電話 0566-71-2218(直通)

※補償制度保険金請求の手続きは裏面をご覧ください。

ふれあい補償制度の手続き

☆ステップ1 [事故報告時]

事故発生後14日以内を目安に提出してください

【傷害の場合】

(1) 『事故報告書(傷害)』に事故内容を記入し、添付書類(以下参照)と併せて市民協働課市民協働係へ提出してください。

(2) 提出書類を確認し、ふれあい補償制度の適用が認められた場合は、請求書の様式をお渡しします。

【賠償の場合(団体責任者の過失による場合に限り)】

(1) 『事故報告書(賠償)』に事故内容と被害者の住所、氏名、電話番号を記入し、破損箇所の写真(破損状態、現場の様子に分かるもの※)と見積書や領収書と併せて市民協働課市民協働係へ提出してください。※車の場合は、車体の傷とナンバーが確認できるもの

(2) 保険会社から保険金請求書の様式等をお渡しします。

[傷害の場合の添付書類]

団 体	添 付 書 類	注 意 事 項
町内会 自主防災組織 福祉委員会 等	・ 行事予定表 ・ 参加者名簿	・ 行事予定表は、活動内容、日時、場所が記載してあるもの
子ども会	・ 行事予定表 ・ 参加者名簿 ・ 役員、指導者の名簿	・ ソフトボール、フットベースボールは月ごとの練習日が記載してあるもの
市民活動センターまたは 社会福祉協議会に登録のある 団体及びNPO法人	・ 登録証などのコピー ・ 全会員の名簿 ・ 行事予定表等 ・ 参加者名簿	・ 当日の予定表は、活動内容、日時、場所が記載してあるもの
その他の市民団体	・ 規約等 ・ 全会員の名簿 ・ 行事予定表等 ・ 参加者名簿	

☆ステップ2 [保険金請求時]

治療完了または解決を終えた後に提出してください

【傷害の場合】

(1) 治療完了後、『保険金請求書』に治療内容・振り込み先等を記入し、医療機関から出された領収書のコピーまたは、通院日・入院日分かる書類と併せて、速やかに市民協働課市民協働係へ提出してください。

※接骨院や整骨院は対象となりません。

※振込先の口座は、被害者本人または補償金請求者のものに限りです。

※郵送でも提出いただけます。

(2) 書類審査後、保険会社から請求者へ直接保険金が支払われます。



【賠償の場合】

(1) 賠償責任にかかる訴訟、仲裁、和解、調停等の解決を終えた後、保険会社から送られた『保険金請求書』を記入し、保険会社が求める必要書類と併せて、速やかに市民協働課市民協働係へ提出してください。

(2) 書類審査後、保険会社から請求者へ直接保険金が支払われます。

※報告書類等は、安城市公式サイト [望 遠 郷] からダウンロードできます

「総合メニュー」→「暮らす」→「お得な制度」→「安城市ふれあい補償制度」からご利用いただけます。

<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/hojoseido/fureaihosyo/index.html>